

公益活動団体との協働指針

《概要版》



NPO や自治会・町内会などの市民活動は、^{いま}現在では市民生活を支える一助になっています。その一方で、公共サービスを担う地方自治体は、財政難から行政サービスの効率化が求められています。また、市民の公共サービスへの要望も多様化し、柔軟な対応が望まれています。

この様な背景から市民と行政が対等なパートナーとなり、共に地域社会を担っていく「協働」が求められる時代になってきました。

この「協働」によるまちづくりの形をつくり上げるために、市では、市民が主体となって活動する公益活動団体を対等なパートナーとして、協働で地域課題を解決していくにあたっての基本的な考え方など示す「協働指針」をつくりました。

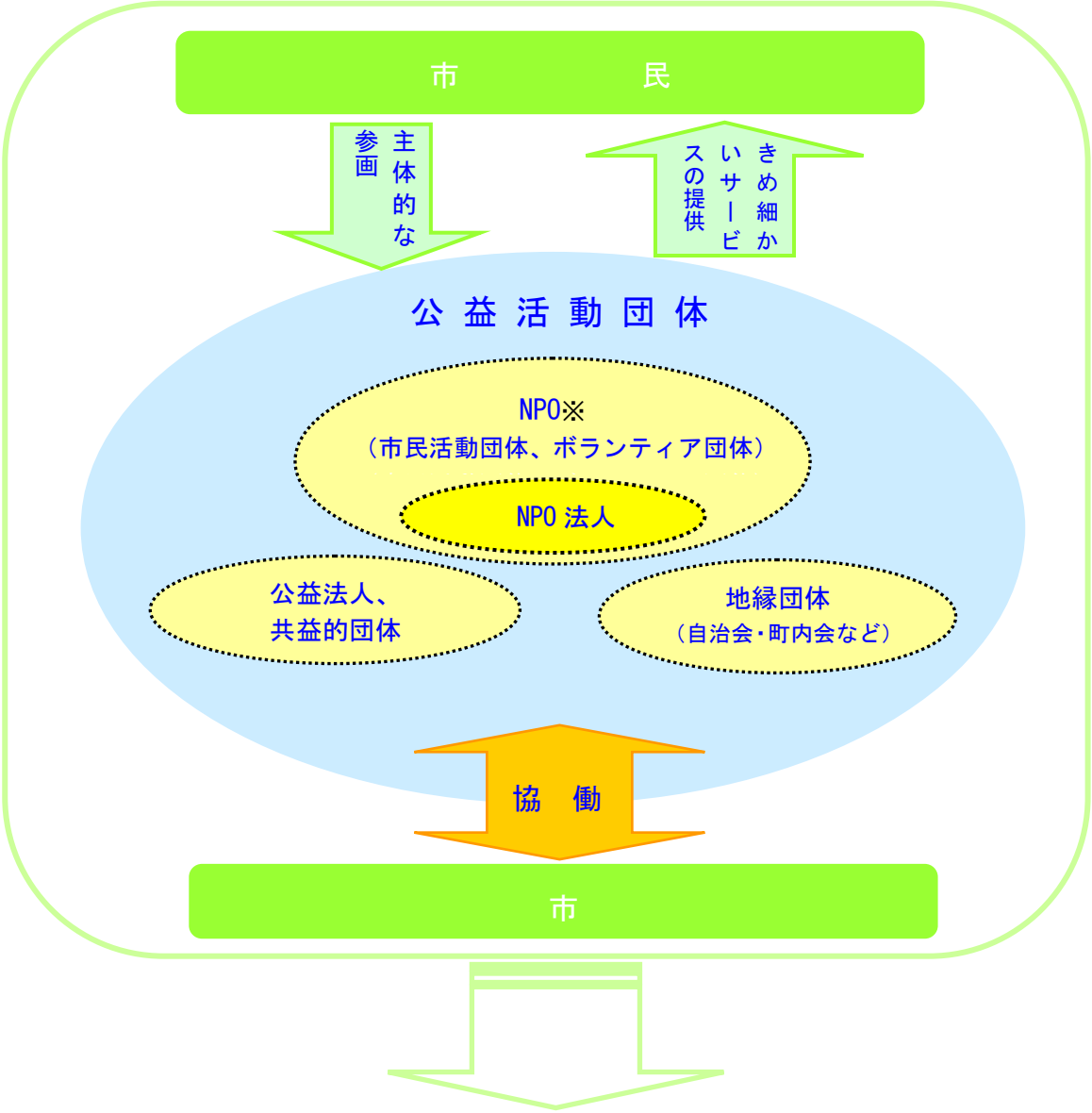
この指針を道標^{みちしるべ}に協働を積み重ねて、市民が主役の協働によるまちづくりを目指していきます。

これまでのまちづくりとの違いは？

これまでも市民が参加するまちづくりが行われてきましたが、それは市が主体となって、どちらかという市民はその対象（又は受身の存在）でした。『協働』によるまちづくりは、市の対等なパートナーとして市民が主体的に参画し、共に地域社会を担っていくことです。

そのため、市民も市も協働するにあたっては意識を変える必要があります。次の図は、この『協働指針』に基づいて進めるまちづくりのイメージです。

■協働でまちづくりのイメージ■



- ・ 多様化する市民ニーズに対応
- ・ 市民自治意識の高まり（地域力向上）
- ・ 公共サービスの効率化

※NPOとは、「Non-profit Organization」の略で、一般的には民間非営利団体（組織）と呼ばれ、公益に関わる課題を解決する目的で活動する民間団体です。NPOの中で特定非営利活動法人という法人格を取得した団体を特にNPO法人と呼びます。非営利という名称がつきますが、活動を通じて収入を得ることも可能です。

I 協働の基本的な考え方



公益活動団体と市が協働するにあたっての基本的な考え方を示しています。

公益活動団体とは

営利を目的とする団体ではなく、市民が主体になった以下のような自立的な民間の団体としています。

《団体の要件》

- ・ 公共を担う使命を持ち、公益を実現する組織体制を持っている。
- ・ 責任体制がはっきりとし、団体としての規約や制度が整っている。
- ・ 協働に対して義務と責任を果たし、活動や実績を市民に知らせることができる。

《団体の範囲》

- 法人格有 【財団法人・社団法人、社会福祉法人・医療法人・学校法人などの公益法人】
【協同組合、労働組合、同窓会などの共益的団体】【特定非営利活動法人（NPO 法人）】
- 法人格無 【市民活動団体、ボランティア団体】【自治会・町内会などの地縁団体】

協働とは

公益活動団体と市が共通する公益的課題の解決や社会的目的の実現のために協力・協調を図ることとしています。

なぜ協働か

次のような地域社会の環境の変化に伴い、市が主体となって公益を担ってきたまちづくりから、公益活動団体と市が公益を協働で担うまちづくりへ変えていく必要があります。

○市民ニーズへの対応

少子・高齢化、環境問題、雇用、地域振興など、複雑・多様化する市民ニーズに対して、市では十分な対応が困難になりつつあります。地域の課題やニーズを的確に把握し、専門的に地域での密着した活動を行う公益活動団体が、行政とパートナーとして協働することで、ニーズに柔軟に対応し満足度の高いサービスを提供することが可能となります。

○公共サービスの効率化

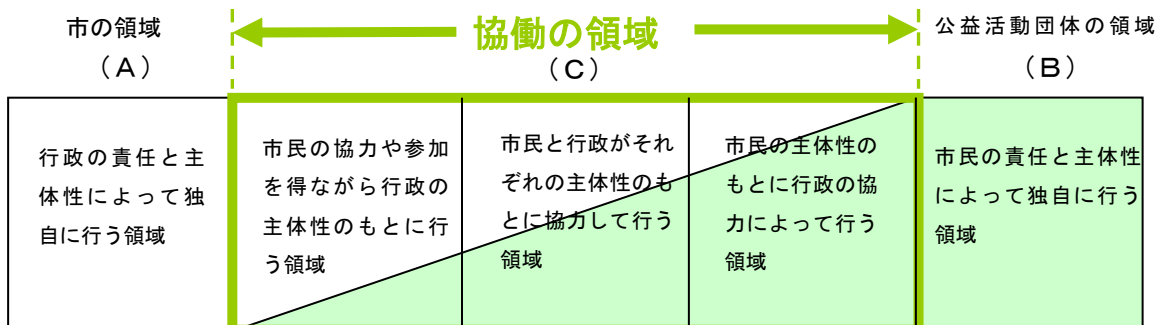
市では、厳しい財政状況から公共サービスの効率化を図る工夫が求められています。公益活動団体との協働によって効率の良いサービスを提供することが可能となります。

○市民自治意識の高まり

さまざまな市民で構成されている公益活動団体が市と協働し公共を担うことは、市民自らが地域社会の課題を解決していこうという「市民自治」意識を高めることにつながります。さらには仕事として、ボランティアとして、市民が公益活動へ参加できる道を開くことにもなります。

協働が可能な領域

市による実施が法律で義務付けられている公共サービス（A）、公益活動団体が独自に行う活動や事業（B）を除いた中間の領域（C）で協働が可能です。



協働でどんな課題が解決できるの？

■実際に市内で行われている協働事業から、地域の課題解決への取り組みを紹介します！

【地縁団体（自治会・町内会など）の協働事例】

○防犯と安全なまちづくりの取り組み

不審者の出没などで児童生徒、保護者が不安に感じている。

《解決のために》

- ・計画段階から市と一緒に考える
出前トーク、出前講座、地域担当職員の活用など

《具体的な取り組み》

- ・地域の安全パトロール
中学校区内の公益活動団体（健全育成連絡協議会など）が連携して、青色回転灯登載車によるパトロール隊を結成し、地域内パトロールを実施

《特性に応じた役割分担》

- ・市の役割
地域まちづくり助成金（回転灯、マグネット類などの購入費）で支援
- ・公益活動団体の役割
労力の提供と燃料代の負担など

■その他に現在、市と公益活動団体が行っている活動分野別の協働事例の一つを紹介します！

地域コミュニティ分野

《地域まちづくり推進事業》
市内5地域に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みに対して支援するため助成金を交付しています。

高齢者福祉分野

《生きがいデイサービス事業》
家に閉じこもりがちな高齢者を対象とした市の介護予防事業「おたっしや塾」の運営をNPO法人に事業委託しています。

社会教育分野

《ITステーション事業》
市が企画する各種IT事業やステーションの管理業務をNPO法人に委託しています。また、同法人が企画・運営する事業に共催・後援するなど協働事業を実施しています。

協働に期待される効果

市民にとっての効果

- 市民ニーズにあったきめ細かな公共サービスが受けられます。
- 多様な知識や経験をもつ市民が社会で活躍できる場や機会が広がります。
- 協働に関わることで、北広島市への愛着や誇りが高まります。

公益活動団体 にとっての効果

- 協働の領域の広がりにより、新たな活動の場が広がります。
- 対価が得られる協働であれば、財政基盤が安定し、事業の質や持続性が高まります。
- 活動に対する社会的認知度が高まります。

市にとっての効果

- 多様化する市民ニーズに対応でき、公共サービスの質が向上します。
- 仕事のあり方を見直し、行政の効率化や職員の意識改革など市の体質改善が図られます。
- 公共サービスの効率を高め、他の事業へ予算配分が可能になります。

想定される課題は？

- 公共サービスを公益活動団体と協働で行う際に、市民や利用者などの理解を得るための時間と手続がかかる場合があります。
- 協働で提供する公共サービスが一定以上の質と量を確保できるかどうかは、公益活動団体の人材や資金、専門性などに左右される場合があります。
- 協働事業を行う際に協定書を締結しないと、義務と責任が不明確になる場合があります。

■公益活動団体と市との協働は、上記のようにさまざまな効果がある一方、課題もいくつか考えられます。そのことから、次項の「Ⅱ 成果のあがる協働を実現するために」が協働を進める上では必要になります。



Ⅱ 成果のあがる協働を実現するために



成果のあがる協働を実現するためには、協働の基本原則、条件、責務を十分に理解し、常に意識して取り組むことが大切です。

協働の基本原則

○自主性・自立性・対等の尊重

組織や意思決定のシステムなどが異なることを認識し、互いに自主性と自立性を尊重し、対等なパートナーとして協働を進めることが大切です。

○目的・目標の共有化

地域社会をより良い方向へ導く有効な方法として協働があるということを知り、何のために協働するのかという目的と、達成すべき目標を共有することが大切です。

○透明性・公開性の確保

協働の過程や結果の評価など情報が公開され、互いの関係に透明性があり、多くの市民に理解されることが大切です。

公益活動団体の責務

○市民、市に対して十分な説明責任を果たすことが必要です。

○人材の育成、専門能力の向上、経営資源の確保など経営努力をすることが必要です。

協働を成功させる条件

○公益活動団体が育つ協働

地域社会の公共を担う公益活動団体が育つこと、そして、そのような団体が育つことが、長期的に地域社会にメリットをもたらすのだという視点を持つことが必要です。

○特性に応じた役割分担

公益活動団体は、地域に密着した活動を通して市民ニーズを的確に把握していたり、活動分野について専門性を持っていたりします。一方、市は市の施策について多くの情報や公的な資源を持っています。それぞれの特性に応じた役割分担が必要です。

○リスク負担の明確化と協定書の締結

協働を実施する場合さまざまなリスクが考えられます。そのリスクをどちらが負担するのかなど、リスクマネジメントについて協議し明確にする必要があります。また、お互いの権利や義務、責任、役割、協働の求められる成果、その他諸条件などを事前に協議し協定書を作成する必要があります。

○計画段階からの協働

公益活動団体の力が十分に発揮できるよう、計画の立案や実施、結果の検証も協働で行う仕組みが必要です。

○十分なコミュニケーション

状況に応じた協働が行えるように、協働の実施前から終了まで十分なコミュニケーションを取ることが必要です。



Ⅲ 協働を促進するための方策

公益活動団体との協働を促進するために、市が取り組んでいく具体的な方策を示しています。

協働型社会を目指して

○活動を支える社会風土づくり

公益活動団体の活動が促進されるためには、市民に公益活動そのものやその活動の役割、重要性を理解してもらう必要があります。そのための情報を積極的に発信し、協働の担い手となる市民が増えるような方策に取り組んでいきます。

- ・情報誌、ガイドブックを発行するなどの広報啓発活動
- ・協働についてのフォーラムやNPO入門講座の開催など

○第三者機関の設置

協働を中立的な立場で評価、改善提案や指針の見直し提案などを行うことを目的に、公募の市民を含む第三者機関「市民協働推進委員会（仮称）」を設置します。

公益活動の活性化を目指して

○活動の支援

公益活動団体の自立性・自主性を損なうことがないように配慮しつつ、透明性と客観性を保ちながら活動の段階に応じた支援を行っていきます。

- ・地域のまちづくりに対する財政的支援など
- ・ボランティア保険制度の検討

○人材の育成・組織基盤・ネットワークの強化

公益活動団体の活動を活発にするためには、組織を担う人材の育成や組織運営のマネジメント能力の向上が欠かせません。そのための機会や場を充実させていきます。

- ・NPO法人の設立等に関する相談
- ・マネジメント研修などの開催や後援
- ・公益活動団体相互の組織的、人的ネットワークを拡大するような交流機会の提供

○活動の場の確保

公益活動団体の活動が活性化していくには、市民への周知や相互の交流が図れる活動の拠点がが必要です。日常のミーティング場所や備品・機材の提供・貸し出しなど、活動に必要な支援機能を充実させていきます。

- ・公益活動センター（仮称）の整備
- ・公益活動団体が調達するには負担が大きい備品の貸し出しなど

協働型行政を目指して

○情報の提供、情報交換の推進

公益活動団体との協働を行う前提として、互いに情報を共有することは絶対条件です。公益活動に関連する情報の収集と提供を積極的に進めていきます。

- ・情報を一元化し、利用しやすい提供方法の検討
- ・国や道、公益法人などの支援情報を提供など

○行政の領域開放

市と公益活動団体は、お互いの領域を固定せず、社会状況の変化などに対応した協働を行っていく必要があります。今まで市だけが担っていた事業も、市と公益活動団体と市民との相互理解を進めながら、公益活動団体が関わりを持てるように行政の領域を開放していきます。

- ・モデル協働事業の実施
- ・公益活動団体の専門性を活かして実施した方が成果が上がる事業の積極的委託
- ・協働事業提案制度（仮称）の創設など

○市役所の組織体制など

公益活動団体と協働するにあたり、市職員の意識改革や組織体制の充実を図っていきます。

- ・公益活動団体職員と市職員とで共同研修を実施
- ・公益活動団体との協働に関する専任窓口を市役所内に設置など

『公益活動団体との協働指針』 <概要版>

【平成 20 年 5 月発行】

【問合せ先】

市民部市民協働推進課 電話：011（372）3311

北広島市中央4丁目2-1 FAX：011（372）6188

ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>